

令和7年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年6月5日（木）午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年6月5日（木）午前9時30分

4 応招議員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1番議員 | 榎原雄太 | 2番議員 | 小澤由彦 |
| 3番議員 | 高木幸広 | 4番議員 | 佐藤嘉彦 |
| 5番議員 | 鈴木哲司 | 6番議員 | 清水健一 |
| 7番議員 | 佐藤明孝 | 8番議員 | 川岸和花子 |
| 9番議員 | 岡戸章夫 | 10番議員 | 加藤久幸 |
| 11番議員 | 中根信一郎 | 12番議員 | 西田彰 |

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 太田康雄 | 副町長 | 村松弘 |
| 教育長 | 野口和英 | 総務課長 | 平田章浩 |
| 危機管理課長 | 鈴木知寿 | 政策企画課長 | 鈴木勇登 |
| 財政課長 | 鈴木俊久 | 税務課長 | 長野了 |

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 住民生活課長 | 森下友幸 | 福祉課長 | 中村貢 |
| 健康こども課長 | 朝比奈礼子 | 産業課長 | 栗田俊助 |
| 建設課長 | 緩鹿英文 | 定住推進課長 | 鈴木孝佳 |
| 上下水道課長 | 小坂一郎 | 会計課長 | 榎原一嘉 |
| 学校教育課長 | 塩澤由記弥 | 社会教育課長 | 三澤由紀子 |
| 病院事務局長 | 朝比奈直之 | | |

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

議案第39号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第40号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第41号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 森町税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）

議案第44号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

<議事の経過>

議長 (中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから令和7年6月森町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すよう
に、また、マイクに顔を近づけ、はっきりと聞こえるようにお願
いをいたします。

ここでお諮りします。

森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして、「議長」と呼び、事故の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第 127 条の規定によって、3 番、高木幸広君及び 4 番、佐藤嘉彦君を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 21 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 25 日までの 21 日間に決定しました。

日程第 3、「報告事項」を議題とします。

議長から「議員派遣（専決処分）について」、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和 6 年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「令和 6 年度森町一般会計事故

繰越繰越計算書について」、「令和6年度周智郡土地開発公社決算及び令和7年度事業計画予算について」「森町水道事業会計債権の放棄について」「森町病院事業会計債権の放棄について」報告が来ております。サイドブックスに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第39号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第39号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町固定資産評価審査委員会委員であります中村克宏氏が本年7月14日をもって任期満了となることから、同氏を引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。森町固定資産評価審査委員会の職務は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服について、納税者から審査の申出があった場合に、委員3人で合議体を構成し、町長とは独立した中立的な立場から審査及び決定することであります。中村克宏氏は、令和4年7月15日から委員を務めていただいており、現在1期目であります。経歴書記載のとおり、長年にわたり静岡地方法務局に勤務され、経験と知識が豊富な人で、誠実かつ真面目な人柄であり、地方税法に定める委員の兼職禁止事項及び欠格事項に抵触いたしませんので、委員として適任であると考えます。なお、任期は令和7年7月15日から令和10年7月14日までの3年間となります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上

議長 げます。

(中根信一郎 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 39 号は同意することに決定しました。

日程第 5 、議案第 40 号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第 6 、議案第 41 号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」議案 2 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました、議案第 40 号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 41 号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理

に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法の施行日である令和7年10月1日から遅れることなく実施することとされた事項について、改正を行うものでございます。

まず、議案第40号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員はいずれかの形態を選択可能とするものでございます。

次に、議案第41号「森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する両立支援制度等の情報提供、制度利用に係る意向確認のための措置を定めるものでございます。なお、これらの条例は令和7年10月1日から施行するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長　（中根信一郎君）日程第7、議案第42号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（中根信一郎君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）ただいま上程されました、議案第42号「森町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度の地方税制改正により、地方税及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政

令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、これに関連する森町税条例の所要の改正を行うものであります。

改正の概要といたしましては、所得税に係る給与所得控除や特定扶養控除の見直し、扶養親族等に係る所得要件の引上げ等の諸控除の見直しを受け、個人住民税においても、適切な対応が図られるよう、改正を行うとともに、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、国のたばこ税における見直しに沿った所要の改正を行うものであります。また、納税通知書の公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う森町税条例に係る所要の改正を行うものであります。

まずは、個人住民税に関する、税制の見直しの全体概要につきまして、森町税条例の改正を必要としないものも含め、御説明させていただきます。個人住民税につきましては、所得税改正の趣旨・背景に加えて、「地域社会の会費」的な性格を有しているほか、地方財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案した結果、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設、並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて、対応することとしております。

まず、給与所得控除の見直しにつきましては、個人住民税の所得割の税額計算に係る所得計算については、所得税の例によるとされており、給与所得控除は所得計算の段階で控除されるものであることから、地方税で特段の規定を置かない限り、所得税法の改正が自動連動で影響することとなっており、今回の改正においては、この内容に係る森町税条例の改正はございません。また、基礎控除の見直しにつきましては、所得税においては、現行最高48万円から最高58万円への引上げが行われたところでありますが、個人住民税では、先ほど申し上げたとおり、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、現行の控除額に据え置くこととされており、

この内容に係る森町税条例の改正はございません。

次に、今回の森町税条例の改正内容にあります、特定親族特別控除の創設につきまして、申し上げます。現在、個人住民税の所得割の納税義務者については、扶養親族のうち、特定扶養親族を有する場合、一人につき、一定の額を控除して税額計算が行われております。今回の所得税における各種人的控除に係る所得要件の引上げ、分かりやすく申し上げますと、控除の対象となる所得範囲の拡充が行われることを踏まえて、個人住民税においても同様の措置を講ずることとされており、そのうえで、新たに特定親族特別控除の創設をし、一定の条件を満たす者を有する所得割の納税義務者に対して、特定扶養控除と同様の控除を行うものとしております。また、この特定親族特別控除につきましては、配偶者特別控除と同様に、一定の所得を超えた場合に、控除額が所得に応じて遞減・消失する仕組みが設けられております。なお、所得税において、扶養親族等に係る所得要件の引上げ、分かりやすく申し上げますと、控除の対象となる所得範囲の拡充が行われており、個人住民税についても、所得税同様の措置を行うこととしております。この個人住民税の見直しの施行日に関しましては、令和8年1月1日となっております。また、公示送達の見直しの施行日に関しましては、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となっており、その内容について申し上げますと、この法律の公布の日である令和5年4月1日から3年3か月を超えない範囲内、つまり令和8年6月30日までの日において、政令で定める日となっておりますが、まだ、政令で定められておりませんので、具体的な施行日は決まっておりません。

最後に、地方たばこ税につきましては、加熱式たばこが、近年、紙巻たばこの代替として販売が拡大しているにも関わらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、国のたばこ税において、課税の適正化の観点か

ら税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税においても、同様の見直しを行うこととしております。なお、この地方たばこ税の見直しの施行日に関しましては、令和8年4月1日となっており、激変緩和の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施することとしております。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長　（中根信一郎君）日程第8、議案第43号「令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（中根信一郎君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）ただいま上程されました、議案第43号「令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88,673千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,513,673千円とするものであります。

6ページ、第2表地方債補正につきましては、地域活性化事業の限度額の変更を行うもので、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく旧藤江勝太郎家改修工事等の財源として、増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款2項1目企画総務費1,066千円につきましては、令和6年10月から公共交通空白地解消対策として、一宮・園田地区で実証運行を行っている地域タクシー運行について、一定の効果が見込まれることから、令和7年10月から本格運行を行

うための費用を計上するものでございます。

3項2目賦課徴収費 18,600千円につきましては、町税過年度還付金でございまして、本年度に入り、企業の決算に基づく確定申告書の提出があり、昨年度において、企業から納付済みである中間申告納付額について、企業の特殊事情等による多額の還付が生じたことに伴い、今後、必要と見込まれる還付金及び還付加算金を計上するものでございます。

4款1項2目予防費 3,237千円につきましては、令和6年度に実施した新型コロナウイルス定期予防接種事業に対する助成金について、接種実績に基づく精算により、返還するものでございます。

6款3項2目林業振興費 1,200千円につきましては、有害鳥獣被害防止対策として、電気柵等の購入に対する補助を行っておりますが、当初の見込みを上回る申請があることから、現予算に不足が生じるため、追加をお願いするものでございます。

9・10ページ、10款6項1目社会教育総務費 1,503千円につきましては、中学校の部活動地域移行について、トライアル事業として令和7年9月から6か月間、「スタートアップ！M o r i・A s a h i クラブ」を実施するための費用を計上するものでございます。

4目文化財保護費 60,122千円につきましては、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づき取り組んでいる城下地区歴史的資源活用まちづくり事業の一つである、旧藤江勝太郎家の活用について、活用プランに基づき改修を行うもので、カフェやイベントスペース、奥座敷を活用した迎賓室等の機能を持つ建物へ改修する工事費等の経費でございます。

11・12ページ、12款1項1目元金 2,800千円につきましては、令和5年度に県が実施した、食肉センター再編事業の負担金の財源として、令和6年3月に借入れを行った公共事業等債について、該当となる起債の過誤が判明したため、別の事業債に変更するこ

ととなり、変更に際し、充当率により生じる差額を繰上償還するものでございます。

また、令和6年度へ事故繰越しを行った災害復旧事業の財源として、令和6年3月に完成見込みにより、借入れを行いましたが、災害復旧事業費の実績が減額になったことに伴い、結果として借入れ対象額が減少したため、過充当となる金額を繰上償還するものでございます

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項5目教育費国庫補助金30,014千円につきましては、旧藤江勝太郎家改修事業に対する観光振興事業費補助金でございます。

20款1項1目繰越金27,649千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21款3項3目雑入1,210千円につきましては、部活動地域移行推進事業に対する参加者の負担金でございます。

22款1項8目教育債29,800千円につきましては、旧藤江勝太郎家改修事業の財源として、地域活性化事業債を活用するものでございます。以上が「令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長　（中根信一郎君）日程第9、議案第44号「令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（中根信一郎君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）ただいま上程されました、議案第44号「令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ

それ 9,560 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,974,331 千円とするものであります。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、7 款 1 項 2 目 償還金 9,560 千円につきましては、保険給付費等交付金に係る返還金でございます。国民健康保険の財政運営は都道府県が行っており、森町国民健康保険で支払った保険給付費については、その全額を県の保険給付費等交付金普通交付金で賄っております。この度、本年 2 月の診療報酬が確定したことによる、保険給付費の精算に伴い、保険給付費等交付金を、県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6 ページ、8 款 3 項 4 目 雜入 9,560 千円につきましては、精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金でございます。

以上が「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

（ 中根信一郎 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6 月 11 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、議案に対する質疑等を行います。

本日はこれで散会します。

（ 午前 10 時 3 分 散会 ）